

議員発案第 1 号

30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元に係る
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元に係る意見書」を提出するものとする。

令和 6 年 7 月 2 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 西 川 重 則

賛 成 者 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 燕 幸 男

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積している。また、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制基準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、令和7年度に完了となる。今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制基準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。国の施策として定数改善に向けた財源を保障するためにも、国庫負担制度の堅持、更には国庫負担率2分の1への復元が必要である。また、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じることを強く要請する。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 中学校での35人学級を早急に実現すること。また、更なる学級編制基準の引下げを検討し、30人以下学級とすること。
- 3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用が実施できるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。
- 5 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働く

ことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣